



2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社ジモティー
代表者名 代表取締役社長 加藤貴博
(コード番号：7082 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 岩崎優一
(TEL. 03-6303-9258)

定款一部変更の件

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多角化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を追加するものであります。さらにそれに伴い必要となる号数等の調整を行うものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。なお、産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として定款第13条第2項の変更の効力が生じるものといたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようになるため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～23. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>24. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託</p> <p>25. 前各号に係わる調査、研究及び役務の提供等</p> <p>26. 前各号に係わる書籍、関連商品の販売</p> <p>27. 上記各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～23. (現行どおり)</p> <p>24. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の販売及び修理業務</u></p> <p>25. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の買取業務</u></p> <p>26. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車及び部品の輸出入に関する業務</u></p> <p>27. <u>損害保険代理店業</u></p> <p>28. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>29. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の部品、附属品及び工具の販売</u></p> <p>30. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車等のリース、レンタル及びその仲介業</u></p> <p>31. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の整備事業及びそのフランチャイズ事業</u></p> <p>32. <u>保証事業</u></p> <p>33. <u>貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び運送取次業</u></p> <p>34. <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p>35. <u>貸金業、信用購入あっせん業、割賦販売業</u></p> <p>36. <u>自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の分割販売</u></p> <p>37. <u>不動産の保有・利用・売買・賃貸及び仲介・斡旋事業</u></p> <p>38. <u>青果物、乾物、缶詰、菓子、酒類、清涼飲料水、その他食品の販売</u></p> <p>39. <u>各種イベントの企画立案、制作、運営</u></p> <p>40. <u>外食事業</u></p> <p>41. <u>乳幼児の保育事業</u></p> <p>42. <u>前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託</u></p> <p>43. <u>前各号に係わる調査、研究及び役務の提供等</u></p> <p>44. <u>前各号に係わる書籍、関連商品の販売</u></p> <p>45. <u>上記各号に附帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(招集) 第13条 1. 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

<p>(新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び現行定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

2022年3月29日 (予定)
上記1.(1)及び(3) 2022年3月29日
上記1.(2) 本定時株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日

以 上